

九州情報大学研究論集編集・発行基準

(趣 旨)

第1条 九州情報大学学術・教育研究所規程第2条の規定に基づき、『九州情報大学研究論集』（以下、研究論集という。）の編集・発行等必要な事項に関しては、この基準の定めるところによる。

(研究論集編集小委員会)

第2条 九州情報大学学術・教育研究所規程第6条の規定に基づき、学術研究所の中に研究論集編集小委員会（以下、編集小委員会という。）を設置する。編集小委員会は研究論集の編集・発行等にかかわる業務を行う。

(発 行)

第3条 研究論集は、原則として1年に1冊発行する。

(投稿資格)

第4条 研究論集に投稿できる者は、原則として本学の専任教員、本学名誉教授、非常勤教員、および本学大学院学生とする。このほかに編集小委員会が特別に認める者も投稿することができる。

2 大学院学生が単独で投稿する場合、原稿の掲載は本学大学院委員会の推薦に基づくものとする。

また、単位取得退学者の投稿は退学後3年以内とする。その扱いは在学大学院学生に準ずる。編集小委員会は、大学院学生の手原稿について当該分野の研究者の意見を聞くことができる。

3 共同執筆の場合は、執筆者の1名以上が本学の専任教員でなければならない。

(原 稿)

第5条 研究論集に掲載する原稿は、投稿原稿と依頼原稿からなる。原稿は原則として和文または英文によって執筆されるものとし、いずれも他の学術誌等に未発表のものに限る。

(原稿の種別と内容)

第6条 研究論集に掲載する原稿の種別は、原則として論文、研究ノート、研究報告、翻訳、書評、資料紹介、とする。このほかに編集小委員会は、学術性があると認められる原稿を掲載することができる。原稿の内容はいずれも下記に沿ったものでなければならない。

- ・論文は、深い学識と広範な知見に基づき、独創的で学術的に高度な内容とする。
- ・研究ノートは、研究上の問題提起など未だ十分な結論に至らないが、速報的に報告する価値のあるものを内容とする。
- ・研究報告は、本学学術研究・教育所所管の共同研究やその他の研究にかかわる報告とする。
- ・翻訳は、海外の学術的な内容の図書や論文の和訳等とする。
- ・書評は、学術的な内容の図書や論文等に関する紹介・批評とする。
- ・資料紹介は、学術的な内容の文献資料等に関する紹介とする。

(投稿の申込み)

第7条 投稿を希望する者は、編集小委員会が定める書式に従い、期日までに投稿の旨を届け出なければならない。

(原稿の執筆と提出)

第8条 執筆者は、別に定める「九州情報大学研究論集執筆・投稿要領」に従って原稿を執筆し、編集小委員会が指定する形式に従って、期日までに提出しなければならない。

(研究上の倫理)

第9条 執筆者は、他者の著作権を侵してはならず、研究上の倫理を厳守しなければならない。

(原稿の確認)

第10条 提出された原稿については、編集小委員会が確認し、必要に応じて執筆者に校閲を求めることができる。

(原稿の査読)

第11条 提出された原稿については、編集小委員会が確認し、必要に応じて本学または学外の研究者に査読を求めることができる。

(校正刷り)

第12条 校正刷りについては、編集小委員会が確認し、必要に応じて執筆者に校正・校閲を求めることができる。

(原稿の掲載)

第13条 原稿の掲載は編集小委員会の決定による。

(原稿の著作権)

第14条 提出された原稿の著作権（複製権、公衆送信権を含む）は、原則的に本学に帰属するものとする。執筆者が自身の原稿を利用することは差し支えない。その場合は、事前に編集小委員会へ申し出なければならない。

(印刷)

第15条 研究論集の印刷にかかわる事項は、別に定める「九州情報大学研究論集印刷・配布・送付・保管要領」によるものとする。

2 執筆者に対しては研究論集とともに抜き刷り印刷を配布する。

(配布・送付)

第16条 研究論集の配布・送付にかかわる事項は、別に定める「九州情報大学研究論集印刷・配布・送付・保管要領」によるものとする。

(保 管)

第 17 条 研究論集の保管にかかわる事項は、別に定める「九州情報大学研究論集印刷・配布・送付・保管要領」によるものとする。

2 研究論集は、若干の冊数および電子媒体化されたものが図書館に永久に保管されなければならない。

(事 務)

第 18 条 研究論集の編集・発行等にかかわる事務は、学術・教育研究所および図書館事務室において処理する。

(その他)

第 19 条 上記以外の必要事項については、編集小委員会および学術・教育研究所が別に定める。

(基準の改廃)

第 20 条 この基準の改廃は、学長が行う。

附 則

平成 30 年 2 月 8 日「『九州情報大学研究論集』の編集・発行について」より改正。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。